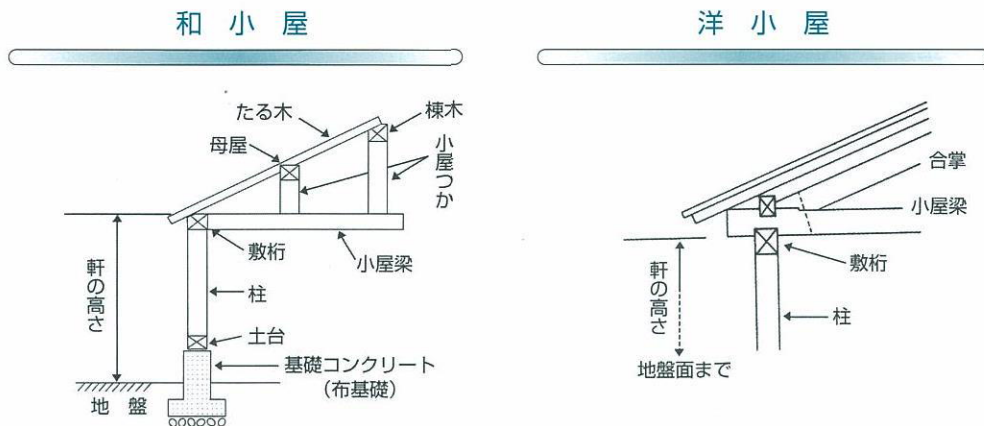


## ガイドラインが適用される工事

本ガイドラインは、軒の高さ10m未満の住宅等の建築物（現場打設の鉄筋コンクリート構造の建築物を除く。）の建設工事に適用されます。

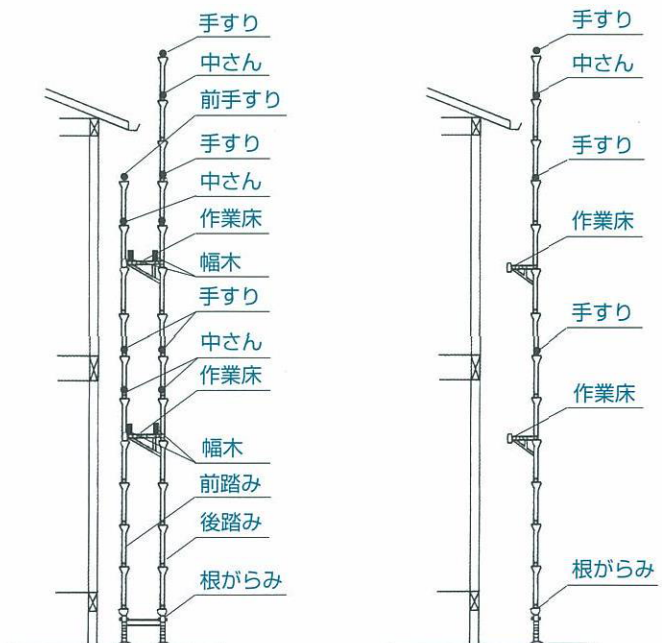
したがって、軸組工法のほか、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）、軽量鉄骨構造、軽量コンクリート（ALC）構造、プレキャストコンクリート構造でも、軒の高さが10m未満の工事ではこのガイドラインに沿って、作業を進めてください。



## ガイドラインで使われている用語

本ガイドラインで使われている用語を説明します。

- 「足場先行工法」とは、建方作業開始前に足場を設置して、工事を施工する工法をいいます。
- このガイドラインの中でいう「建方作業」とは、柱、梁、桁等の構造部材の組立てと小屋梁、小屋つか、母屋、棟木及びたる木の取付けに係る作業をいいます。
- 「二側足場」とは、建地に前踏み（建物に近い内側の建地）と後踏み（外側の建地）がある単管足場のうち、住宅等の建築工事に用いる足場をいいます。  
「ブラケット側足場」とは、建地にブラケット（持送り枠）を取り付けている一側足場をいいます。



二側足場の例

ブラケット側足場の例